

平成21年度からの

介護保険料のお知らせ

保険料が変わります

65歳以上の方の保険料は、市が3年ごとに見直しを行っており、本年度がその見直しの年になります。

保険料の見直しにあたっては、介護保険事業計画策定委員会で協議を行ない、平成21年度から23年度までの間に、介護サービスにかかる費用などの見込額から、必要となる費用総額を算出し、一人当たりの負担する基準額を決定します。

今回の見直しは、介護サービスを利用する方の増加や介護報酬が引き上げられたことなどにより、基準額を月額3,800円から4,000円に改定します。

基準額は4,000円

□介護保険料の所得等による区分

負担区分 (所得段階)	対象となる方		平成20年度 までの保険料	平成21年～23年度の保険料	
				保険料の計算	年間保険料
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で、 市民税が世帯全員非課税の方		22,800円	4,000円 × 0.50 × 12か月	24,000円
第2段階	世帯全員が 非課税で	前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方			
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方	34,200円	4,000円 × 0.75 × 12か月	36,000円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税の方		45,600円	4,000円 × 1.00 × 12か月	48,000円
第5段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円未満の方		57,000円	4,000円 × 1.25 × 12か月	60,000円
第6段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上の方		68,400円	4,000円 × 1.50 × 12か月	72,000円

保険料の仮徴収

○65歳以上の方で、特別徴収(年金差し引き)されている方の保険料は、今年の2月に特別徴収された額と同額を「仮徴収」として、4・6・8月に特別徴収します。

また、昨年10月からの徴収額が極端に増減した方は、6月と8月の徴収額を変更して調整します。

○10月以降の保険料は、前年の本人所得と世帯の市民税の課税状況などにより算出した年間保険料(上の表)から、「仮徴収」で納めた額を差し引いた残りの額を「本徴収」として、10月と12月、平成22年2月に特別徴収します。

○今年の4月と6月から特別徴収が始まる方には、別途通知します。

○普通徴収(納付書での支払いや口座振替)の方は、平成21年度分の納付通知書を7月中旬に送付しますので、7月から平成22年2月までの8期に分けて納めてください。

問合せ先 市高齢・介護室介護保険係